

報酬等の基準

1 報 酬

依頼会員が提供会員に支払う1時間当たりの報酬額の基準は、次のとおりです

区 分	報酬額
月曜日から金曜日までの午前7時～午後7時	700円
上記の時間帯以外の時間 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始	800円

- (1) 報酬は1時間単位とし、援助活動1回ごとに算定するものとします。
- (2) 援助活動は、1時間に満たない場合でも1時間とみなします。1時間を超える場合は、30分未満は30分（報酬額は1時間当たりの半額）、30分以上は1時間とします。
- (3) 援助活動は、次に掲げる時間の範囲をいいます。
 - ①子どもを提供会員の家庭において預かる場合は、提供会員が子どもを預かったときから、依頼会員が子どもを迎えにきたときまでが援助時間になります。
 - ②保育施設等へ送迎の場合は、提供会員が子どもを預かったときから、保育施設等に送り届けた時まで、又は、提供会員が子どもを保育施設等から預かった時から、依頼会員へ引き渡したときまでが援助時間となります。
- (4) 複数の子ども（兄弟姉妹）を預ける場合は、2人目からは半額とします。

2 キャンセル料

依頼会員が援助活動の依頼を取り消す場合における報酬の基準は、次のとおりです。

- (1) 利用予定日の前日までに申し出たとき・・・・・・・・・・・・・無料
- (2) 利用予定時刻前までに申し出たとき・・・・・・・・利用予定時間の報酬の半額
- (3) 利用予定時刻前までに申し出をせず利用しなかったとき。
・・・・・・・・利用予定時間の報酬の全額

3 実 費

依頼会員は、援助活動に要した次の費用を提供会員に支払うものとします。

- (1) 子どもの送迎等に係る交通費。
- (2) 提供会員が用意した飲食物、おむつ等の費用。
- (3) 車を使用した場合、1回の援助につき100円。

4 報酬等の支払い

報酬及び実費は、援助活動終了後、速やかに提供会員に支払っていただきます。